2019年10月4日 日本倫理学会発表

関係アプローチに基づく家畜化（道具化）の理解

成城大学研究員

高江可奈子

kanako.takae@gmail.com

1. 道徳的考慮をめぐる性質（能力）アプローチと関係アプローチ

　生命倫理、動物倫理、環境倫理を中心として展開されてきた道徳的考慮の議論は、考慮の対象となる存在の性質や能力に基づいて論じられてきた。例えば、功利主義者は、快・不快といった経験を功利計算の中に価値づけるため、痛みを感じることのできる存在を考慮の対象とみなす。つまり、痛みを感じる性質・能力が道徳的考慮すべき根拠となるのである。しかし、道徳的考慮の規範性（道徳的考慮性）は、対象が持つ性質や能力からのみ導出されるわけではない。例えば、親が子どもに対して持つ義務や責任は、「子ども」という存在が一般的に持つ性質によって決定づけられるのではない。むしろ、その子どもがその親の子どもであるという関係において、それ固有の考慮のあり方が生じると考えられる。このように、道徳的考慮性は、対象の性質に基づいて生じる場合と、考慮する主体に対して対象がどのような位置づけにあるのかによって生じる場合の2通りある。以後、前者を性質アプローチ、後者を関係アプローチと呼ぶことにする。

　従来、道徳的考慮の議論は性質アプローチが主流であったが、関係アプローチに基づく議論も昨今注目されてきている。中でも、動物倫理においては、Sue DonaldsonやWill Kymlicka、Clare Palmerといった論者たちが関係性に着目した議論を展開してきている(Palmer 2010, Donaldson & Kymlicka 2011)。この立場は、人間と動物の関係が多様に存在するにもかかわらず、その多様性を考慮せず、動物の性質だけで一意的に義務のあり方を決定づける性質アプローチに疑問を呈する。実際、猫や犬といったペットと熊やバッファローのような野生動物を「動物」と一括りにして道徳的考慮のあり方を論じるのは、いささか粗雑であると言えよう。私たちは、人間がほぼ干渉しない場所に生息している野生動物とむやみに接触するべきではないし、仮にそのような動物を保護したとしても野生に返すよう努めるべきだと考える。しかし、同様のことをペットに対して行った場合、それは不適切な扱いとなる。これはすなわち、家畜化（道具化）に基づく関係にある動物との間には、野生動物との間にはない、その関係固有の考慮のあり方があることを意味するのではないだろうか[[1]](#footnote-1)。この点を踏まえ、本発表では、性質アプローチと関係アプローチにおいて論じられる義務や責任概念は、それぞれ一般的義務（ある性質に対して私たちが持つ一般的な義務）と特別な義務（ある関係固有の義務）という形で分類し、家畜動物に対する特別な考慮のあり方を論じうる関係アプローチの可能性を検討する[[2]](#footnote-2)。

　もう一点、家畜動物に対して関係アプローチを取ることの利点を簡単に述べておきたい。家畜動物は、人間によってその性質が意図的に操作されるという特徴がある。つまり、性質に先立って関係があるため、性質アプローチだけでは関係によって規定される性質の操作を十分に考察することができない（例：性質を改変することで功利主義からの批判を免れる）。本発表でこの問題を取り上げることはできないが、少なくとも関係アプローチは、性質に先行する関係を踏まえた上で考慮のあり方を論じるので、関係アプローチの可能性を提示することで今後の議論の射程が広がることが期待される。

2. 関係アプローチにおける「関係」概念

　関係アプローチの検討に入る前に、家畜動物との関係を論じる際の「関係」概念をもう少し明確にしておこう。まず、関係には、個別具体的な関係とその関係の文脈を規定しうる関係の2タイプが存在する。この区別は、家畜動物との関係を考える上で非常に重要である。例えば、野良猫を飼い慣らすという行為は、ある個人が特定の猫と直接的な関係を取り結ぶものであり、前者のタイプに分類される。一方、動物の家畜化は一個人が単体の行為で成せるものではない。そもそも家畜化された動物—家畜動物—という存在は、目に見えるものではない。例えば、家畜動物を全く知らない人が家畜動物とは一体どのような動物を指すのかと問うてきたとしよう。それに対し、私たちが家畜動物と思われる動物を指差したとしても、それは何の答えにもならない。なぜなら、家畜動物は「家畜化」という社会実践によって生み出された存在だからである。この実践を理解せずに、家畜動物が何かを説明することはできない。つまり、「家畜動物」について語る時、私たちはすでに家畜動物が何者であるかを想定せざるを得ないのである。したがって、家畜動物との関係を考える場合は、個別具体的な関係ではなく、文脈的関係の観点から捉える必要があるのだ。

　この理解は、家畜化が何世代もの時間をかけて行われるという特徴とも合致する。例えば、動物考古学（zooarchaeologist）であるNerissa Russellは、家畜化を飼いならすことと次のように区別している。「飼い慣らすことは家畜化の必要条件ではあるが、十分条件ではない…飼い慣らしは、特定の人と特定の動物の間において取り結ばれる関係であり、その動物の寿命を超えた長期にわたる影響はない。家畜化は、動物の集団と築く関係であり、その集団内に形態学的および行動学的変容をもたらすものである」(2002, p.286)。

　以上述べてきたことを踏まえ、本発表では関係アプローチとして具体的に3つのモデル（自発性モデル、 パートナーシップモデル、 脆弱性モデル）を検討していく。

**3. 自発性モデル（The Voluntary Model）**

　義務や責任概念が生じうる関係としてまず考えられるのは、自発性モデルであろう。このモデルは、私たちが自発的に何らかの関係に従事することによって、それ固有の義務や責任が生じると主張する。例えば、誰かと約束は交わす行為はその約束を守るという義務を自ら引き受けることを意味する[[3]](#footnote-3)。

　しかし、家畜動物との関係は、個々の自発的行為に基づいたものではなく、人間と動物の集団間におけるものであるため、自発性モデルを適用するのは難しい。また、私たちは、家畜化が常態化した社会の一員として生まれてくるため、家畜動物との関係に自動的に組み込まれることになる。もちろんその場合でも、自発性を発揮することは可能であるかもしれない。例えば、人種差別的な社会の中で生きている人がいるとしよう。仮に、彼がその社会の中でしか生きられないとしても、彼自身人種差別的行為を差し控えることはできる。では、この可能性を家畜動物の場合にも当てはめて考えてみると、どうなるだろうか。まず、私たちの社会は家畜動物から大きな恩恵を被っている。したがって、その恩恵を拒否しない限り、社会の一員である私たち一人一人はその恩恵を享受していることになる。であるならば、恩恵を受け取らないという自発的選択をすれば、家畜動物との関係に従事することを避けることができ、一定の責任を負う必要はなくなると言えよう。

　だが、恩恵の享受の有無を通して自発性を確保できたとしても、次のような反直観的な帰結が生じることになる。例えば、 ビーガンの人たちは家畜動物と一切関わりがないため、家畜動物に対して何の義務も負っていないことになる。つまり、どんなに家畜動物たちが社会の中で虐げられていたとしても、そのことから恩恵を受けていない限り、そのような事態に対して行動を起こす義務や責任は一切生じないのである。しかし、社会の一員として生きているのであれば、その社会に不正があった場合、それを正す一定の責任が生じると考える方がより自然なのではないだろうか。奴隷制の社会に生きている人が、仮に奴隷を所有していなかったとしても、奴隷制を是認する社会を変える努力はするべきなのではないだろうか。

　この直観を救うため、恩恵モデルに基づいて次のように主張することもできるだろう。すなわち、家畜動物が存在する社会に生きている限り、その恩恵から免れることはできない、という応答である。ビーガンであっても、何らかの形で恩恵を被っており、それゆえ家畜動物と関係し合っている。それゆえ、ビーガンも家畜動物に対して固有の義務を負っているのである。しかし、このように主張した場合、自発性モデル自体が成り立たなくなってしまう。というのも、この場合、もはや自発的であるなしにかかわらず、私たちは家畜動物と何らかの形で関係づけられているからである。

　以上の議論より、家畜動物との関係やそこから生じる特別な考慮のあり方は、自発性モデルでは十分に説明できないと言える。

**4. パートナーシップモデル: The Partnership Model**

次に検討していくのは、パートナーシップモデルである。自発性モデルにおける恩恵は、あくまでも個々の人間が享受する場合を指していた。パートナーシップモデルでは、人間の集団と動物の集団が相互に恩恵を与え合っていると考える。順を追って説明していこう。

1) 無自覚的選択（Unconscious Selection）

　家畜化に伴い、動物は様々な形で身体的かつ形態的に変容してきた。一般的に、その原因は人間によってもたらされてきたと考えられるが、実は人為によらない無自覚的選択によるものだとする見解が専門家の間で出てきている。無自覚的選択とは、自然選択の一種であり、「人間が動物の置かれている環境を調整する（例えば、動物を閉じ込める時の条件など）から生じる結果」(Cassidy & Mullin 2007, p.80)によるものだと考えられている。そもそも私たちは、動物の形態的・生理学的特質を変えることを目的に動物を閉じ込めるわけではない。この点において、無自覚的選択は人為選択と異なるのである。また、家畜化の歴史を振り返った時、その大部分は動物を特定の空間内に閉じ込めるという形態を取っており、動物の生殖に私たちが干渉し始めたのはここ300年ほどのことである。このことから、家畜動物に見られる変容のほとんどは、閉じ込められた環境に動物が適応するために生じた変化であると考えられるようになった。

2) 共進化（Coevolution）

　家畜化を無自覚的選択に基づいて理解することを通して、異なる種同士の共進化という見方を展開する論者がいる。例えば、S. Budianskyは共進化の例として、キリンとシマウマの関係を挙げ、次のように説明している。彼らは大抵一緒に行動しているのだが、それは お互いの長所と短所をうまく補い合う関係にあるからなのだ (Budiansky 1992, p.54)。シマウマは耳がよく聞こえるのだが、遠くを見ることができない。一方、キリンの聴力はそこまでないが、遠くをよく見ることができるので、一緒にいることで捕食者から身を守りやすくなるのである。人間と家畜動物の間にも、シマウマとキリンに見られるような共進化の関係を見いだせるというのがパートナーシップモデルの発想である。

3) 共生関係（Symbiotic Relation）

　共進化の考えはすなわち、自然選択を通して相互の種にとって利益となりうるような関係が構築されるという見方に立つ。S. Budianskyは家畜化を、少なくとも異なる2つの種が相互利益のもとパートナーシップを築くシンバイオシスであると述べている (1992 p.24)。T. Connorもまた、異なる2種間の関係が成り立つのは、両方の種にとってその関係が利益になるからであり、片方だけが得するような関係が自然選択を通して形成されるとは考えにくい、と言っている (1997, p.152-53)。

以上の点から、パートナーシップモデルは、相互利益を共有する共生関係を通して、その関係固有の義務・責任が生じると考えられる。では、この共生関係が壊れると、どのような倫理的問題が生じるのだろうか。例えば、Budianskyは、工場畜産が動物だけでなく、自然に対する暴虐でもあると主張する。というのも、家畜化を通して形成されるシンバイオシスは、動物によって選択された進化論的戦略であるからである。「家畜動物に対する自然史的見方をとると、数千年前に彼らは家畜化される方が野生よりも良いという進化論的選択をしたのである。したがって、私たち人間はこの取引を守る必要がある」(Budiansky 1992, p.167)。

　上記の主張を説明するのに最適なのは契約論的見方であろう。つまり、家畜動物は、野生の状態から家畜の状態へと移行する契約を私たち人間と交わしたのである。この見方に立つと、私たちの関係は契約が有効である限りにおいて倫理的に許容されることになる。「契約は、家畜動物の位置づけを単なる資源からパートナーへと昇華させ、私たちは彼らに対して義務を負うことになる」

(Lund et al. 2004, p.35)。この観点からすると、工場畜産は契約違反であると言える。

しかし、契約論的見方にはいくつか難点がある。まず、私たちは実際に動物と契約しているわけではない。もちろん、仮定した契約概念（仮説的契約概念）を用いて、次のように論じることが可能かもしれない。すなわち、動物が契約という概念を理解したならば、家畜化という契約を交わすだろう、という主張である。だが、仮にこの解釈を受け入れたとしても、家畜動物と人間の関係と、異種間の共生関係の間には徹底的な違いがある。それは、人間と動物における力関係が不均衡であるという点である。家畜化を共生関係として理解する見方は、そもそも家畜化がどのようにして始まったのか—人間の利益を促進するために動物を閉じ込め、家畜化した—という経緯を捉え損ねている。人間と動物がどちらも野生の状態からスタートし、相互利益を形成し、共生関係を取り結んだわけではないのだ。さらに、人間と動物間には能力において。この点について、M. Zederは次のように説明している。「自然界における相互性は本質的に対称的であり、互いに依存する形で変容していくものである。しかし、人間は自らの行動レパートリーを瞬時に調整することができ、さらにはその知識を生殖に頼らない形で次世代につなげていくことができる」(2012, p.163)。その結果、人間は自らの利益のために、動物の様々な特質を操作する力を得るに至ったのである。しかも、それらの人為的操作は不可逆なものがほとんどなので、動物は契約から手を引くことができない。

　以上述べてきたことから、契約論に則ったパートナーシップモデルも、家畜動物との関係を十分に説明できないと結論づけられる。

**5. 脆弱性モデル: The Vulnerability Model**

　それでは、最後に、脆弱性モデルを検討していこう。自発性モデルとパートナーシップモデルはどちらも、恩恵や利益といった概念に則って責任概念を提示してきた。脆弱性モデルでは、関係の帰結に焦点を当てる。まずは、脆弱性に基づく責任概念を展開した論者である、Robert Goodinの議論を取り上げてみたい。

　まず、彼は、関係固有の義務や責任が「他者があなたに依存しており、かつあなたの行為と選択に脆弱であるという事実から生じる」と論じる(1985, p.33)。例えば、誰かが川で溺れており、あなたが比較的簡単に助けられる場合、その人はあなたの判断に対して脆弱であると言える。この事実から、あなたは溺れているその人を助ける義務が課されるのである。実際、もしその人が地球の裏側で溺れていた場合、あなたにはその人を助ける義務は生じない。あなたに対して脆弱であるわけではないからである。この点から、Goodinは脆弱性が関係的概念であると説明する。誰が誰に対してどのような点で脆弱なのかが問われるからである。

　それでは、上記の脆弱性に基づく義務概念から家畜動物との関係を考えてみよう。私たち人間は彼らを特定の空間に閉じ込め、品種改良などを通して意図的に性質を改変・操作してきた。その結果、彼らは私たちに依存しながら生きる脆弱な存在になったと言える。そして、脆弱性モデルに従うと、この事実から家畜動物に対する固有の義務・責任が生じると論じることができる。

　しかし、ここで一つ、私の提唱する脆弱性モデルがGoodinのモデルと異なる点を説明したい。Goodinは、脆弱性がどのようにして生じたのかについては、脆弱性に基づく義務や責任を考える上で関連性がないと主張する。つまり、家畜動物に見出される脆弱性は、たまたま川で溺れている人を見かけた時の脆弱性と何ら変わらないのである。Goodinはこの見方に対する反論を想定した上で、次のような応答を試みる。まず、彼の脆弱性概念は因果的歴史を無視しているという点が反論のポイントとなる。例えば、溺れている人が溺れるに至った原因が私にあるのであれば、その人が私に対して脆弱であることからくる私の責任はより重大なものとなるはずである。つまり、脆弱性によって関係づけられた二者がどのような文脈・経緯を通してそうなったのかという点が、義務や責任概念にとって重要なものとなるべきなのである。

　これに対し、Goodinは、因果的歴史性は責任を分配するという観点とは全く関連しないと応答する。例えば、今私の目の前で溺れている人が悪意ある別の人によって突き落とされた結果だとしよう。しかし、その因果的事実と、今その人を助けられるのは私しかいないという事実からくる責任は関連し合わないのである。助けるべき責任主体は私であるという事実は変わらない。

　確かに、溺れている人を助ける義務に関しては、Goodinの脆弱性モデルを適用できるかもしれない。しかし、第二節で論じたように、文脈的関係の観点なくして家畜動物との関係を十全に捉えることは難しく、Goodinのモデルが家畜動物の場合にも当てはまるのかは定かではない。Goodinの議論は、動物であれ、人間であれ、それらが傷つきやすい存在であるという点から義務や責任が生じてくるという見方に立つ。つまり、溺れている人や家畜動物が私たちの義務・責任の対象になるのは、彼らがひとえに脆弱な存在であるからなのだ。しかし、家畜化という関係を通して彼らが私たちに対して脆弱な存在になるということは、その脆弱性が動物であるということからくるのではない。彼らの持つ様々な能力や性質は、私たちの社会に依存する形で発揮される。この意味において、家畜動物の脆弱性は家畜化という文脈的関係の中から生じるのであり、動物あるいは生き物として私たちが持つ脆弱性とは異なるのである。

参考文献

Clare Palmer (2010) *Animal Ethics in Context.*

Sue Donaldson & Will Kymlicka (2011) *Zoopolis.*

Nerissa Russell (2002) “The Wild Side of Animal Domestication”

R. Cassidy et al. (2007) *Where the Wild Things Are Now.*

S. Budiansky (1992) *The Covenant of the Wild.*

V. Lund et al. (2004) “The Ethical Contract as a Tool”

T. Connor (1997) “Working at Relationships”

Robert Goodin (1985) *Protecting the Vulnerable.*

M. Zedar (2012) “The Domestication of Animals”

1. ここで私は、家畜動物への考慮のあり方と野生動物への考慮のあり方が異なると主張しているのであって、野生動物との間にはいかなる特別な義務や責任も存在しないと言っているわけではない点を明記しておく。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 性質アプローチと関係アプローチの分類は、Christine Korsgaardの論文、“Two Distinctions in Goodness”（1983）に倣って、内在的価値（対象そのものが持つ性質の価値）と外在的価値（対象との関係における価値）という区別に則って考えることもできる。 [↑](#footnote-ref-2)
3. ただし、ここでの自発性は必ずしも明示的である必要はない。例えば、子どもを意図せずに作った場合であっても、その子どもに対する親としての責任は生じるだろう。子どもができる可能性のある行為に対して自発的に行為したのであれば、親子関係に対しても間接的な自発性が伴うことになる。 [↑](#footnote-ref-3)